

『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しに関する検討手順について

(1) 条例の種類をどうするのか？

- ア) 現行条例を改正する。
- イ) 「奈良市政治倫理条例」として、対象を奈良市全体とする。
- ウ) 議会基本条例に盛り込む。

「議員の政治倫理については、別に条例で定める」という事例（横須賀市）もある。

(2) 検討プロセス

①現行条例の分析

- ・ 現行条例の内容を検討して問題点を整理する。
- ・ どのように運用されてきたのか？
- ・ どのような解釈をなされているのか？
- ・ 立法事実との関係でどのような問題点があるのか？
- ・ 現行法制で解決できる道はないか？

②他市事例調査

- ・ 中核市調査

久留米市：議会基本条例にて「久留米市政治倫理条例」の順守を規定。

長野市：議会基本条例にて「別に条例の定めるところ」とし、「長野市議会議員の政治倫理に関する条例」にて規定。

豊田市：議会基本条例にて規定。一文のみ。別に「豊田市議会議員政治倫理条例」がある。

③立法事実の確定

- ・ 立法を必要とし、その内容として採用する法政策、法手段を裏付ける事実を確定する。
(新たに施行した条例を起因とした訴訟になった時に立法事実欠缺しては行政としての条例になり得ないため)

④条例の性質

- ・ 規範：「～しなければならない」
- ・ 訓示規定：「～に努めることとする」 (一定の強要性を担保)

⑤市民からの意見聴取

- ・ 公聴会、参考人等

※次回の委員会以降において、現状の分析及び議長案に関する検討を行ってはどうか？